

遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み

遺伝子組換え農作物に関しては、

- ① 食品としての安全性は「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
- ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
- ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される仕組みとなっている。

（隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、飼料として使用しない場合は、③のみ）

生物多様性への影響 (カルタヘナ法)

隔離ほ場試験のための承認申請

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会
(農作物分科会、総合検討会)

生物多様性への影響についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

承認をした旨の公表(告示)

食品としての安全性 (食品衛生法・食品安全基本法)

安全性審査の申請

厚生労働省

評価依頼

食品安全委員会

・食品としての安全性についてのリスク評価
・パブリックコメント

評価結果

厚生労働省

食品としての安全性審査の手続を経た旨の公表(告示)

飼料としての安全性 (飼料安全法・食品安全基本法)

安全性確認の申請

農林水産省

諮問

評価依頼

農業資材審議会

・家畜に対する安全性についてのリスク評価

食品安全委員会

・畜産物としての安全性についてのリスク評価

答申

評価結果

農林水産省

パブリックコメント

飼料としての安全性を確認した旨の公表(告示)

一般的な使用のための承認申請

（食用・飼料用としての輸入、流通、栽培等）

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会
(農作物分科会、総合検討会)

生物多様性への影響についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

（食品や飼料の安全性についての確認との整合性を考慮（カルタヘナ法に基づく基本的事項で規定））

承認をした旨の公表(告示)

問題のないもののみが輸入、流通、栽培等